

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第十六号

##### 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

##### る条例等の一部を改正する条例

(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第十一項中「第八条の二第九項」を「第八条の二第七項」に改め、同条第十二項中「若しくは指定介護予防通所介護事業所(同法第五十三条第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護を行う事業所をいう。)」を削り、「第八条の二第十五項」を「第八条の二第十三項」に改め、同条第十三項を次のように改める。

13 地域密着型特別養護老人ホームに指定小規模多機能型居宅介護事業所(介護保険法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条第二十二項に規定する複合型サービスであつて、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスを行う事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(同法第五十四条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等と同法第七十八条の四第二項又は第百十五条の十四第二項に基づいて定める人員に関する基準を満たす従業員が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

第三十七条に次の一項を加える。

14 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテラ

イト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

（介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第一百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第一百五十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該サービス提供責任者の員数の一部については、利用者の数に応じて常勤換算方法によるこ

とができる。

第六条第五項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第六条第一項から第四項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

第八条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第六条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第八条第一項に規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に係る基準」に改める。

第二十八条第三項を次のように改める。

3 基準該当訪問介護の事業と法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業者が同一の事業所において一体的に運営する場合には、当該事業者は、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第三十条第二項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第二十八条第三項に規定する第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第二十九条第一項に規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準」に改める。

第三十四条第三項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十九号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）」に改める。

第四十八条中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第四十九条第六項中「指定複合型サービスの事業」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスをいう。）をいう。）の事業」に改め、「（指定複合型サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき看護職員の員数に関するものに限る。）」を削る。

第六十二条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第六十七条に次の一号を加える。

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第六十八条に次の一項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第百一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百十五条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七十九条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第八十条第一項第三号中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第七十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第七十六条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）

の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所におけ

る指定通所介護及び指定介護予防通所介護」を「法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業」に改め、同条第十項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第七十七条第一項から第九項までに規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準」に改める。

第八十二条第四項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第八十条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第七十九条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準」に、「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始時に知事に届け出るものとする。

第八十九条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第八十九条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対し講じた措置について、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 第一項の事故の損害のうち、指定通所介護事業者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第八十二条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。



第九十条中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第九十二条第一項中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第九十六条に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始時に知事に届け出るものとする。

第二百五条中「第二十七条」を「第二十六条」に、「及び第八十九条」を「から第九十条の二まで」に改める。

第二百六条第一項第三号中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第八十八条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）」を「法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「及び基準該当介護予防通所介護」を「又は当該第一号通所事業」に改め、同条第八項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第一項第三号に規定する第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第八十八条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準」に改める。

第二百八条第四項を次のように改める。

4 基準該当通所介護の事業と第二百六条第一項第三号に規定する第一号通所事業を同一の事業者が同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該事業者は、市町村の定める当該第一号通所事業（老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成二十七年広島県条例第 号）第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準条例第九十条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすものに限る。）の設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第二百九条中「、第二十七条」を削る。

第一百十条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第一百四十四条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と

共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。  
第百十五条に次の一項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第六十八条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百三十三条に次の一項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第五号）第六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百四十六条中「若しくは」を「、」に改め、「をいう。」の下に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第百五十一条中「前項」との下に「、第百三十三条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」とを加える。

第百七十五条第三項を削る。

第百七十六条第三項第二号イ中「要支援状態区分及び」を削る。

第百八十七条第二項を次のように改める。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（協力を得ることができる歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

附則第三条中「指定介護予防短期入所療養介護事業所」を「指定短期入所療養介護事業所」に改める。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

「第三章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針(第五条)

第二節 人員に関する基準(第六条・第七条)

目次中 第三節 設備に関する基準(第八条)

第四節 運営に関する基準(第九条―第二十四条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二十五条

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第二十七条―第三十一

「第八

を「第三章 削除」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、

・二十六条)

第 第 第 第 第 第

章 介護予防通所介護

一節 基本方針(第七十六条)

二節 人員に関する基準(第七十七条・第七十八条)

三節 設備に関する基準(第七十九条)

四節 運営に関する基準(第八十条―第八十四条)

五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第八十五条―第八十七条)

六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第八十八条―第九十一条)

を「第八章 削除」に、「第九十五条」を「第九十四条の二」に改める。



第三章を次のように改める。

### 第三章 削除

第五条から第三十一条まで 削除

第三十三条第三項中「指定居宅サービス等基準条例第三十四条第一項に」を「介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第三十四条第一項に」に改める。

第四章第四節中第三十六条の前に次の六条を加える。

#### （内容及び手続の説明及び同意）

第三十五条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十九条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

#### （提供拒否の禁止）

第三十五条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

#### （サービス提供困難時の対応）

第三十五条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

#### （受給資格等の確認）

第三十五条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合には、当該提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第三十五条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（規則で定める計画を含む。以下同じ。）が作成されている利用者に対しては、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第三十五条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該記録の内容を利用者に提供しなければならない。

第三十九条の次に次の四条を加える。

(秘密保持等)

第三十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議（介護予防支援事業者が介護予防サービス計画の作成のための介護予防サービスの原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を集めて行う会議をいう。以下同じ。）等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十九条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者並びにその従業者及び管理者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理等)

第三十九条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、

苦情の受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合に、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

#### （事故発生時の対応）

第三十九条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対して講じた措置について、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 第一項の事故の損害のうち、指定介護予防訪問入浴介護事業者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

第四十条を次のように改める。

#### 第四十条 削除

第四十四条第一項を次のように改める。

基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ご

とに管理者を置かなければならない。

第四十六条を次のように改める。

(準用)

第四十六条 第一節、第四節(第三十六条第一項並びに第三十九条の四第五項及び第六項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第四十六条において準用する第三十九条」と、第三十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第五十六条を次のように改める。

(準用)

第五十六条 第三十五条の二、第三十五条の三、第三十五条の五から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の五までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第五十五条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

第六十五条を次のように改める。

(準用)

第六十五条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の二から第三十九条の五までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第六十四条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と読み替えるものとする。

第六十七条第一項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 理学療法士等は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援事業所の担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第八条の二十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成さ

れる会議をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、利用者の置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況を的確に把握するものとする。

第六十七条第十四項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十三項を第十四項とし、第七項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第九十三条第一項に規定する指定介護予防リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第九十九条第三項から第六項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第三項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七十三条を次のように改める。

(準用)

第七十三条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の二から第三十九条の五までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第七十二条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第八章を次のように改める。

第八章 削除

第七十六条から第九十一条まで 削除

第九十三条第一項第二号ロ中「介護予防通所介護従業者」を「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第九章第四節中第九十五条の前に次の四条を加える。

(利用料等の受領)

第九十四条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、当該提供を受



けた利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際に当該提供を受けた利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の規定により利用者から支払を受ける利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該便宜を受けた利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第二号に掲げる費用については、知事が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項の費用の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。  
(緊急時等の対応)

第九十四条の三 介護予防通所リハビリテーション従業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第九十四条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第九十四条の五 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に対処する

ための具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

第九十七条を次のように改める。

(準用)

第九十七条 第三十五条の二から第三十五条の七まで及び第三十九条の二から第三十九条の五までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第九十六条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第九十九条第一項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に、「への出席」を「若しくはリハビリテーション会議を通じる」に改め、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十二項を第十三項とし、第七項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第六十七条第三項から第六項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第三項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第一百五条第一項第二号イ及びロ中「第八十三条」を「第九十四条の五」に改める。

第一百十二条に次の一項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援事業所の担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百十三条を次のように改める。

(準用)

第百十三条 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の五まで及び第九十四条の五の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

第百二十条第一項第二号イ及びロ中「第八十三条」を「第九十四条の五」に改める。  
第百三十条の見出しを「(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)」に改め、同条中「又は社会福祉施設(以下「指定介護予防通所介護事業所等」を「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(地域密着型介護予防サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は社会福祉施設(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第百三十一条第五項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第百三十四条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、第二号から第九号までに掲げる設備を設けないことができる。

第百三十五条を次のように改める。

(準用)

第百三十五条 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三、第三十九条の四(第五項及び第六項を除く。)、第三十九条の五、第九十四条の五、第百一条並びに第四節(第百八条第一項及び第百十三条を除く。)

及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

この場合において、第百八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百十二条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第百十五条中「第百一条」とあるのは「第百三十五条において準用する第百一条」と、「前条」とあるのは「第百三十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第百四十四条を次のように改める。

(準用)

第四百四十四条 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の五まで、第九十四条の五、第九十六条及び第九十七条第二項の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第六十六条中「第百十一条」とあるのは「第百四十二条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第四百四十六条第四項中「介護予防短期療養介護計画」を「介護予防短期入所療養介護計画」に改める。

第五百五十二条第二項中「第百六十五条第一項」を「第百六十五条」に改める。

第五百五十六条中「当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所」を「当該事業所」に改める。

第六百六十一条第一項中「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に改め、同条第三項を削る。

第六百六十二条第一項第二号イ及び第三項第二号イ中「要支援状態区分及び」を削る。

第六百七十二条を次のように改める。

(準用)

第六百七十二条 第三十五条の五、第三十七条、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の五まで及び第九十四条の五の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十七条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第六百七十九条第四項中「介護予防型特定施設」を「介護予防特定施設」に改める。

第六百八十四条第二項から第四項までを次のように改める。

2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）、又は法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第七十九条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第百八十八

条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者が行うものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号口に規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第一項の規定による方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス

二 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。

）に係るサービス

三 指定介護予防訪問看護

第百八十五条を次のように改める。

（準用）

第百八十五条 第三十五条の五、第三十七条、第三十八条、第三十九条の二から第三十条の五まで、第九十四条の五、第六十六条から第六十九条まで及び第七十一条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十七条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第六十七条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と読み替えるものとする。

第百八十八条中「第八条の二第十二項」を「第八条の二第十項」に改める。

第百八十九条第一項中「令」を「介護保険法施行令」に改める。

第百九十五条を次のように改める。

（準用）

第百九十五条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十八条及び第三十九条の二から第三十九条の五までの規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第九十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五条の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種類」と読み替えるものとする。

第二百条を次のように改める。

（準用）



第二百条 第三十五条の二から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三、第三十九条の四（第五項及び第六項を除く。）及び第三十九条の五並びに第一節、第二節（第八十九条を除く。）、第三節、第四節（第九十二条第一項及び第九十五条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第二条において準用する第九十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五条の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第九十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第二百七条を次のように改める。

（準用）

第二百七条 第三十五条の二から第三十五条の六まで、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の五まで、第九十三条及び第九十四条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二中「第三十九条」とあるのは「第二百七条において準用する第九十三条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五条の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第九十三条及び第九十四条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第九十三条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。第二百十一条を次のように改める。

第二百十一条 この条例で定めるもののほか、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに基準該当介護予防サービスに関する基準に関して必要な事項は、規則で定める。

附則第十三条及び附則第十四条を次のように改める。

第十三条 平成十五年四月一日以前において既に存していた指定短期入所生活介護事業所（同日において建築中であつたものであって、同日後に指定短期入所生活介護事業所となつたものを含む。以下「平成十五年前指定短期入所生活介護事業所」という。）であつて、平成二十三年九月一日前において既に事業所の一部においてユニットごと利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」とい

う。)であったもの(同日において改修、改築又は増築中の平成十五年前指定短期入所生活介護事業所(第二十條に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。)であつて、同日以後に一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所となつたものを含む。)については、この條例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

第十四條 平成十七年十月一日以前において既に存していた指定短期入所療養介護事業所(同日において建築中であつたものであつて、同日後に指定短期入所療養介護事業所となつたものを含む。以下「平成十七年前指定短期入所療養介護事業所」という。)であつて、平成二十三年九月一日前に事業所の一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護予防短期入所療養介護事業所(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)であつたもの(同日において改修、改築又は増築中であつた平成十七年前指定短期入所療養介護事業所であつて、同日以後に一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所となつたものを含む。)については、この條例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

(介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める條例の一部改正)

第六條 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める條例(平成二十六年広島県條例第五号)の一部を次のように改正する。

第十三條中第二十八項を第二十九項とし、第二十二項から第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、同條第二十一項中「医師」を「医師等」に改め、同項を同條第二十二項とし、同條中第二十項を第二十一項とし、第十五項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、同條第十四項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同條第十五項とし、同條中第十三項を第十四項とし、同項の前に次の一項を加える。

13 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める條例(平成二十四年広島県條例第六十八号。以下「指定居宅サービス等基準條例」という。))第十八條第一項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準條例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第十三條に次の一項を加える。

30 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条中介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第八十二条中第四項を第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定及び第九十六条に一項を加える改正規定並びに附則第八条の規定は、同年十月一日から施行する。

### (介護予防訪問介護に関する経過措置)

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

一 第四条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第六条第二項及び第五項、第八条第二項、第二十八条第三項並びに第三十条第二項の規定

二 第五条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。）第五条から第三十一条までの規定

第三条 前条第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス

等基準条例第六条第二項及び第五項並びに第八条第二項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「旧指定介護予防訪問介護事業者」という。）が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第二項	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
第六条第五項	指定介護予防訪問介護又は指定訪問介護 指定訪問介護の事業 指定居宅サービス等基準条例第六条第一項から第四項までに規定する	指定介護予防訪問介護又は当該第一号訪問事業 第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者 当該第一号訪問事業 市町村の定める当該第一号訪問事業の
第八条第二項	指定訪問介護事業者 指定訪問介護の事業 指定居宅サービス等基準条例第八条第一項に規定する	第六条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者 当該第一号訪問事業 市町村の定める当該第一号訪問事業の

2 前条第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第二十七条第三項及び第二十九条第二項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧

基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条 第三項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第二十八条第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	同項及び同条第二項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第二十九条 第二項	基準該当訪問介護の事業	第二十七条第三項に規定する第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第三十条第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

（介護予防通所介護に関する経過措置）

第四条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

- 一 第一条の規定による改正前の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第三十七条第十二項の規定
- 二 旧指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項第三号及び第十項、第八十二条第四項、第百六条第一項第三号及び第八項並びに第百八条第四項の規定
- 三 旧介護予防サービス等基準条例第九条から第十二条まで（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第十三条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第十四条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第十五条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第十六条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第十七条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第十八条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第十九条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第二十条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第二十一条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第二十二条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第二十三条第一項から第四項まで（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）、第二十三条第五項及び第六項（第八十四条において準用する場合に限る。）、第二十二



四 条（第八十四条及び第九十一条において準用する場合に限る。）  
 第九十一条まで、第三百十条、第三百三十一条第四項並びに第三百三十四条第一項の規定  
 第五 条 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス  
 等基準条例第七十七条第一項第三号及び第十項並びに第七十九条第四項の規定は、旧指  
 定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに  
 規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定め  
 るものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。  
 この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表  
 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十七条 第一項第三 号	指定通所介護事業者（指定居宅サ ービス等基準条例第八十条第一項 に規定する通所介護事業者をいう。 以下同じ。）	法第百十五条の四十五第一項第一 号ロに規定する第一号通所事業（ 前条に規定する指定介護予防通所 介護に相当するものとして市町村 が定めるものに限る。）に係る指 定事業者
指定通所介護（指定居宅サービ ス等基準条例第七十九条に規定する 指定通所介護をいう。以下同じ。） の事業	指定介護予防通所介護又は指定通 所介護	当該第一号通所事業 指定介護予防通所介護又は当該第 一号通所事業
第七十七条 第十項	指定通所介護事業者 指定通所介護の事業	第一項第三号に規定する第一号通 所事業に係る指定事業者 当該第一号通所事業
指定居宅サービ ス等基準条例第八 十条第一項から第九項までに規定 する	指定通所介護事業者 指定通所介護の事業	市町村の定める当該第一号通所事 業の 第七十七条第一項第三号に規定す る第一号通所事業に係る指定事業 者
第七十九条 第四項	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業 市町村の定める当該第一号通所事 業の

2 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基  
 準条例第八十八条第一項第三号及び第八項並びに第九十条第四項の規定は、旧基準該当

介護予防通所介護の事業と介護保険法第一百五十一条第一号に規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十八条 第一項第三号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第六十一条に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第一百五十一条第一号に規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
第八十八条 第八項	基準該当通所介護の事業	第一項第三号に規定する第一号通所事業
第九十条第 四項	指定居宅サービス等基準条例第六十一条第一項から第七項までに規定する  基準該当通所介護の事業	市町村の定める当該第一号通所事業の  第八十八条第一項第三号に規定する第一号通所事業
指定居宅サービス等基準条例第六十一条第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の	

第六条 整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第八十四条第二項の規定の適用については、同項中「指定事業者」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。」とする。

2 新介護予防サービス等基準条例第八十四条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者（以下「旧指定介護予防通所介護事業者」という。）が受託介護予防サービス事業者となる場合においては、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。

）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法（以下「平成二十六年旧介護保険法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する平成二十六年旧介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは、「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

（旧指定介護予防訪問介護事業者に関する特例）

第七条 旧指定介護予防訪問介護事業者が、当該事業を行う事業所（以下「旧指定介護予防訪問介護事業所」という。）に置くべきサービス提供責任者の員数は、附則第二条第二号の規定によりなお効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第六条第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している旧指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

（旧指定介護予防通所介護事業者に関する特例）

第八条 旧指定介護予防通所介護事業者が、旧介護予防サービス等基準条例第七十九条第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に旧指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第九条 旧指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する旧指定介護予防通所介護の提供により事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対し講じた措置について、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

2 旧指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 第一項の事故の損害のうち、旧指定通所介護事業者が賠償すべきものについては、速

やかに賠償しなければならない。

4 旧指定介護予防通所介護事業者は、前条の旧指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。